

小笠原海域における遊漁による底魚、かつお及びまぐろの
採捕制限に係る委員会指示について

1 指示事項

小笠原海域の船舶を使用した底魚、かつお及びまぐろの遊漁案内又は採捕の制限

2 指示開始年 平成 3 年 7 月 2 日

(第 65 回小笠原海区漁業調整委員会)

3 有効期間 1 年間 (毎年更新)

令和 6 年 7 月 1 日から令和 7 年 6 月 30 日まで

4 指示の目的

小笠原海域で、内地の大型遊漁船による操業が行われるようになってきた。

① 小笠原海域では、漁業者の行う「底魚一本釣り漁業」の使用船舶の上限が、知事の許認可方針で総トン数 60 トン未満になっていること。

② 総トン数 10 トン以上の漁船については、許認可方針等で 3 海里以内を操業禁止区域としていること。

などの理由から、遊漁においても同様の制限が必要となったため。

5 指示対象者 遊漁案内業者、遊漁者 (一本釣り、ひき縄)

6 対象魚種

底魚：はまだい、ひめだい、あおだい、きんめだい、めだい、れんこだい、さくらだい、むつ類、ぶり類、はた類等 (平成 15 年 10 月 2 日 第 115 回小笠原海区委員会で確認)

かつお、まぐろ

7 主たる内容

① 総トン数 60 トン以上の船舶を使用して底魚、かつお及びまぐろを対象とした遊漁案内又は遊漁による底魚、かつお及びまぐろの採捕制限。

② 小笠原村陸岸から 3 海里以内の海面において、総トン数 10 トン以上の船舶を使用して底魚、かつお及びまぐろを対象とした遊漁の案内又は遊漁による底魚、かつお及びまぐろの採捕制限。

東京漁調指示第4号（案）

東京海区（小笠原海域に限る。）における船舶を使用した底魚、かつお及びまぐろの採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり制限する。

令和6年 月 日（公報登載日）

東京海区漁業調整委員会

会 長 有 元 貴 文

（採捕の禁止）

- 1 東京海区（小笠原海域に限る。）において、総トン数60トン以上の船舶を使用して底魚、かつお及びまぐろを対象とした遊漁の案内を行い、又は遊漁による底魚、かつお及びまぐろを採捕してはならない。また、小笠原村陸岸から3海里以内の海面において、総トン数10トン以上の船舶を使用して底魚、かつお及びまぐろを対象とした遊漁の案内を行い、又は遊漁による底魚、かつお及びまぐろを採捕してはならない。

（指示の有効期間）

- 2 この指示の有効期間は、令和6年7月1日から令和7年6月30日までとする。

注) _____ 今回の変更箇所